

欧州理事会、統一特許裁判所の中央部をパリに設置することに合意
— 単一特許に関する 2 つの規則案についても 2014 年に発効の見通し —

2012 年 6 月 30 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州理事会 (European Council)¹ は、6 月 28～29 日に開催された会合において、統一特許裁判所 (UPC: Unified Patent Court) の第一審裁判所 (Court of First Instance) の中央部 (Central Division) をパリに設置することに合意した旨、プレスリリースを行った。

同プレスリリースによれば、統一特許裁判所の第一審裁判所の中央部をパリに設置することに加えて、統一特許裁判所の長官はパリに拠点を置くことについても合意され、最初の長官は中央部を有するフランスから選出されるべきであるとされた。

その一方で、欧州理事会から公表された結論によれば、特許訴訟の高い専門性と高品質基準を維持する必要性に鑑み、ロンドンとミュンヘンの 2 か所に支部を設けることとされ、ロンドンは国際特許分類の C セクション (医薬品を含む化学) および A セクション (生活必需品) を担当し、ミュンヘンは F セクション (機械工学) を担当する。

中央部の裁判管轄については、被告が EU 域外に居住を有するときは、当事者は中央部に対して侵害訴訟を提起する選択肢を有することが合意された。また、無効訴訟が既に中央部に対して係属しているときは、特許の権利者は中央部に対する訴訟提起を可能にするべきであるとされた。しかしながら、被告が EU 域内に居住を有するときは、被告は地方部 (Local Division) から中央部への侵害事件の移送を請求することができない。

EU の単一特許を取り扱うことが予定されている統一特許裁判所の設置場所については、2011 年 12 月 5～6 日に開催された EU 競争担当相理事会においても議論がなされ、控訴裁判所 (Court of Appeal) をルクセンブルク、特許調停仲裁センター (Patent Mediation and Arbitration Center) をリスボン (ポルトガル) およびリュブリャナ (スロベニア) の 2 か所に設置することが合意されていた。

しかしながら、中央部の設置場所については、パリ、ロンドン、ミュンヘンの三都市の間で調整が難航し、議論が持ち越しとなっていた。ファン＝ロンパイ欧州理事会議長は、このような政治的議論の膠着によって欧州統一特許裁判所の設立を長引かせるべきではないとして、本年前半までに議論を決着させるよう各国首脳に要請していた。

¹ 各 EU 加盟国の首脳、欧州理事会議長 (現在はヘルマン・ファン＝ロンパイ議長) および欧州委員会委員長 (現在はジョゼ・マヌエル・ドゥラン・バロゾ委員長) によって通常年 4 回開催される政治レベルの最高協議機関。ただし、立法権限はない。各 EU 加盟国の閣僚級代表によって構成される EU 理事会 (Council of European Union) とは異なる。

今回の欧州理事会の合意は、EU の単一特許の実現に向けた大きな前進であると言える。今後は 7 月に単一特許に関する 2 つの規則案について欧州議会の投票が行われ、その後、EU 理事会によって採択されることが予定されている。また、EU 加盟国は 2012 年後半に単一特許裁判所の合意文書に署名を行い、必要とされる数（少なくとも 13）の加盟国によって批准がされた後で発効し、それと同時に単一特許に関する 2 つの規則案も発効することになる。欧州理事会のプレスリリースによれば、2014 年の早い段階に発効する見通しであるとされている。

2012 年前半の EU 議長国を務めたデンマークのヘン・トーニング＝シュミット首相は、プレスリリースにおいて、次のとおりコメントしている。「30 年に渡る交渉の末、我々は今日欧州の特許に関する合意に達した。欧州の企業は、27 の EU 加盟国において特許を出願するかわりに、1 つの場所に申請できることになり、それは欧州における成長とビジネスにとって良いことになるだろう。」

バルニエ欧州委員（域内市場・サービス担当）は、欧州委員会のプレスリリースにおいて次のとおりコメントしている。「欧州の単一特許に関する我々の構想の実現を可能にするための長く待たれていた合意に、EU 加盟国が到達したことをうれしく思う。本日もたらされた妥協は、欧州における単一特許と共通の特許裁判所の創設に向けて決定的な一歩である。この改革によって、より簡素な出願手続が導入され、特許の保護を獲得するための費用が大幅に削減されるだろう。全ての将来の単一特許は、最終的に全ての EU の公式言語で利用可能となるため、知識の普及を確実なものとし、発明者に利益をもたらす。この新たな体制にイタリアとスペインもすぐに参加することを私は期待している。欧州は特許付与件数において米国および中国に遅れを取っているが、この新たな規則が実現すれば、欧州単一市場における発明とイノベーションのための潜在能力を向上させ、欧州の競争力を明確に示すことになるだろう。最初の単一特許が 2014 年に登録されることが、私の望みであり、また、固い決意でもある。」

単一特許の審査手続を担うことが予定されている欧州特許庁（EPO）のバティステリ長官は、EPO のプレスリリースにおいて次のとおりコメントしている。「欧州の特許システムの完成に向けた長く待たれていた前進によって、イノベーションの促進と産業競争力の強化が現在の経済的不確定要素に立ち向かう最善の方法であるという確信を欧州は実行した。既存の特許制度の簡素化はとりわけ中小企業と大学・研究機関のイノベーターに利益をもたらす。このような歴史的な決定にたどり着くことができた全ての欧州の決定者に対して、この機会を借りて心から感謝したい。EPO は、EU およびその参加国に代わって更なる業務を遂行する準備が十分にできている。我々は単一特許のパッケージが発効したら直ちに業務を開始できる用意をしておく。」

なお、フランスの産業財産権に関する産業界や弁護士・弁理士等を代表する 10 のユーザー団体²は、6 月 18 日、本年 5 月に開始した統一特許裁判所に関するアンケート調査の結果を公表している。中央部がパリに設置されることを視野に入れた上で、好ましいロケーションや設備等について 2,145 人からの回答に基づく分析結果を公表しており、フランスのユーザー団体からは、欧州統一特許裁判所の中央部をパリに迎えることについて期待が高まっていたところ。

また、フランスは、2009 年 11 月よりパリの大審裁判所および控訴院に特許訴訟の裁判管轄を集中化させている。

- － 欧州理事会によるプレスリリースは、以下参照 ー
[EU unitary patent – a historical breakthrough](#)
- － 欧州理事会による結論は、以下参照 ー
[EUROPEAN COUNCIL 28/29 JUNE 2012 CONCLUSIONS \(PDF\)](#)
- － 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 ー
[Commissioner Barnier welcomes the European Council's agreement on the seat of the Unified Patent Court – the final element in the patent package](#)
- － EU 議長国デンマークによるプレスリリースは、以下参照 ー
[Danish Minister for Business and Growth, Ole Sohn: Historical agreement in the EU on the European Patent Reform](#)
- － EPO によるプレスリリースは、以下参照 ー
[EPO welcomes historic breakthrough on the unitary patent](#)
- － フランスのユーザー団体が行ったアンケート調査結果は、以下参照 ー
[CONSULTATION Questionnaire on the seat of the Central Division of the future Unified Patent Court](#)
- － 2011 年 12 月 5～6 日の EU 競争担当相理事会に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
[EU25 か国、統一特許裁判所の一部設置場所につき合意 \(PDF\)](#)
- － フランスにおける知財訴訟の裁判管轄に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
[欧州知的財産ニュース 2009 年 9～10 月号 \(Vol. 34\) \(PDF\)](#)

(以上)

² AAPI (Association des Avocats de Propriété Industrielle), ACPI (Association des Conseils en Propriété Industrielle), AFEP (Association Française des Entreprises Privées), AIPPI (Groupe français de l'Association Internationale pour la Protection de la Propriété Intellectuelle), APEB (Association des Praticiens Européens des Brevets), ASPI (Association Française des Spécialistes en Propriété Industrielle de l'Industrie), CNCPI (Compagnie Nationale des Conseils en Propriété Industrielle), LES France (Licensing Executives Society France), MEDEF (Mouvement des Entreprises de France), ODA (Ordre des Avocats à la Cour d'Appel de Paris)